

第4次八幡平市行財政改革大綱

令和3年7月



目 次

I はじめに

- 1 これまでの行政改革推進の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 策定の趣旨

- 1 地方行政サービス改革の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 行政改革の取組の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 SDGs 達成に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

III 行財政の状況

- 1 歳入の決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 市税・地方交付税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 性質別歳出決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 義務的経費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 経常収支比率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 地方債の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 将来負担比率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 基金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 9 県内9市財政指標の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

IV 行政経営改革への取組

- 1 第4次行財政改革大綱策定の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 基本方針と主要施策の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

V 具体的行動計画及び推進体制

- 1 具体的行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

※本文中の表及び図については企画財政課資料によるものです。

I はじめに

1 これまでの行政改革推進の経緯

当市では、平成18年2月に「八幡平市行政改革大綱」（以下「第1次行革大綱」という。）、12月には具体的な行動計画となる「八幡平市行財政改革実施計画」を策定し、職員定員の削減等による人件費の抑制、事務事業の見直しなど、行政運営と財政健全化の実現に向け取り組みました。22年9月には「第2次八幡平市行政改革大綱」（以下「第2次行革大綱」という。）を、30年2月には「第3次八幡平市行政改革大綱」（以下「第3次行革大綱」という。）を策定し、これまでの行政改革を継承しつつ取り組んできました。

一方、大型事業の実施による普通建設事業費の増加などで地方債の発行額は、平成27年度から増加し、財源不足の補填のための基金取り崩しにより、基金残高は平成28年度から減少を続けています。

今後を展望すると、人件費や公債費、扶助費など義務的に支出する経費の増大が続き、政策的、投資的に充当する一般財源が圧迫され、厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。

行政改革大綱及び行政改革実施計画 策定状況

第1次八幡平市行政改革大綱（平成18年2月）

【期間：平成18年度～21年度】

第1次八幡平市行財政改革実施計画（平成18年12月）

【期間：平成18年度～21年度】



第2次八幡平市行政改革大綱（平成22年9月）

【期間：平成18年度～27年度】

第2次八幡平市行政改革実施計画（前期計画）（平成23年1月）

【期間：平成22年度～24年度】

第2次八幡平市行政改革実施計画（後期計画）（平成26年3月）

【期間：平成25年度～27年度】



第3次八幡平市行政改革大綱（平成30年2月）

【期間：平成29年度～令和2年度】

第3次八幡平市行政改革実施計画（平成30年3月）

【期間：平成29年度～令和2年度】

Ⅱ 策定の趣旨

1 地方行政サービス改革の推進について

国は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」や「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」等に基づいた事務・事業の民間委託、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング、指定管理者制度の活用等、地方公共団体における積極的な行政改革を推進しています。

その取組は着実に進展してきたものの、依然として厳しい地方財政の状況から経営資源の制約が強まってきています。一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、より一層の取組が必要です。

また、民間事業者の提供するサービスが日々進化を遂げている中で、地方公共団体においても情報システムのクラウド化等が推進され、コストの圧縮が進められており、住民の利便性向上のための総合窓口や証明書の自動交付機設置、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入など、行政事務や行政サービスにおけるICT（情報通信技術）^{※1}の役割は今後ますます高まることが予想されます。

これらの状況を踏まえ、今後、地方公共団体においては、ICT（情報通信技術）を徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革（BPR^{※2}の応用）の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を職員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要です。

2 行政改革の取組の継続

平成29年度から令和2年度まで「第3次八幡平市行政改革実施計画」に取り組んできましたが、今後においても、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響からの景気の落ち込みにより、市税の大幅な増収が見込めないこと及び合併から10年以上が経過し、地方交付税の合併算定替による特例^{※3}が終了することに伴い、普通交付税が令和3年度から一本算定となり、歳入の減少が予測されます。

また、第2次八幡平市総合計画（以下「総合計画」という。）の後期基本計画において、都市計画道路大更駅前線整備事業、大更駅周辺賑わい創出計画事業など大型事業を計画しているとともに、公共施設の老朽化に伴う施設維持経費や少子高齢化の進行による社会保障費の増加などから、今後の財政運営はこれまで以上に厳しいものになると予想されます。

このような中で市の行財政運営を行っていくためには、歳入の減少に備えた政策的な対策を講じるとともに、将来の人口規模を見越した運営に努めていかなければなりません。また、社会経済情勢の変化に伴い、今後様々な行政課題が生じることが予想される厳しい状況の中でも、多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、求められる行政サービスを提供しなければなりません。

以上のことから、今後の本市を取り巻く環境に対応していくために「第4次八幡平市行財政改革大綱」を策定し、職員一人一人の経営意識を高め、持続可能な行財政経営の実現に努めていくものとします。

※1 ICT（情報通信技術） 「Information Communication Technology」の略で、ITとほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

※2 BPR 「Business Process Re-engineering」の略。企業活動の目標（売上、収益率など）を達成するために、既存の業務内容や業務フロー、組織構造、ビジネスルールを全面的に見直し、再設計（リエンジニアリング）すること。

※3 地方交付税の合併算定替による特例 合併前の旧町村ごとの算定額の合計を下回らないように普通交付税を算定すること。合併年度とこれに続く10年間。以後5年間（令和2年度まで）は段階的に縮減される。

3 SDGs達成に向けた取組の推進

SDGs（「持続可能な開発目標」）は、2015年9月の国連サミットで採択された、誰一人残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために掲げた国際目標です。国連加盟の193か国において2030年度までに達成するものとして、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

この目標は、国だけでなく市町村レベルでも積極的に取り組むことで、少しずつ達成に向かうものです。

総合計画の後期基本計画に位置付けられた取組を推進することが、住民生活の質の向上や地方創生、ひいてはSDGs達成に寄与するという考えの下、SDGsの理念を踏まえた取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Ⅲ 行財政の状況

1 歳入の決算の状況

歳入決算の状況は、表1のとおりです。

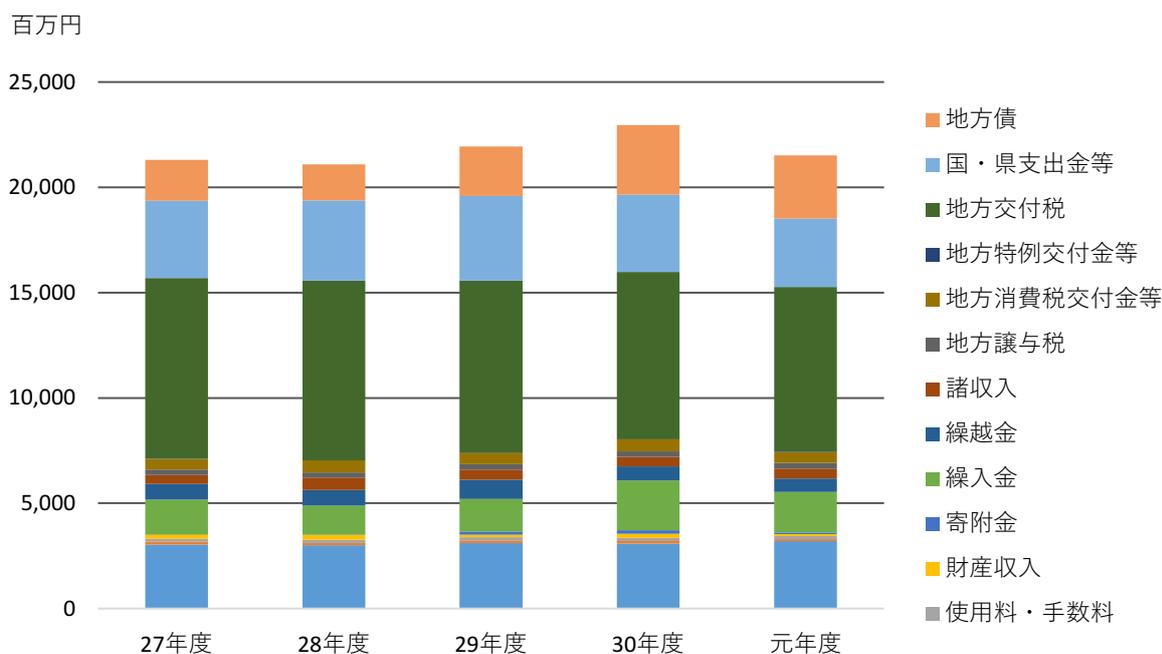
合併に伴う地方交付税の合併算定替による特例は平成28年度から5年間で段階的に縮減され、歳入の落ち込みが予測されます。

平成30年度の繰入金の増要因は、財政調整基金繰入金の増によるものです。また、平成30年度の地方債の増要因は、一般廃棄物処理事業債の増によるものです。

表1 歳入決算状況

項目	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		
	金額(百万円)	構成比(%)									
自主財源	市税	3,001	14.2	3,044	14.3	3,111	14.2	3,078	13.4	3,210	14.9
	分担金・負担金	107	0.5	123	0.6	119	0.5	124	0.5	85	0.4
	使用料・手数料	151	0.7	146	0.7	148	0.7	150	0.7	147	0.7
	財産収入	239	1.1	209	1.0	124	0.6	202	0.9	102	0.5
	寄附金	2	0	2	0	150	0.7	165	0.7	63	0.3
	繰入金	1,389	6.6	1,650	7.7	1,559	7.1	2,362	10.3	1,932	9.0
	繰越金	747	3.6	749	3.5	908	4.1	662	2.9	628	2.9
	諸収入	579	2.8	425	2.0	485	2.2	467	2.0	479	2.2
	計	6,215	29.5	6,348	29.8	6,604	30.1	7,210	31.4	6,646	30.9
	依存財源	地方譲与税	254	1.2	252	1.2	251	1.2	256	1.1	294
地方消費税交付金等		571	2.7	506	2.3	544	2.4	572	2.5	477	2.2
地方特例交付金等		6	0	6	0	6	0	7	0.0	39	0.2
地方交付税		8,521	40.4	8,584	40.3	8,172	37.3	7,939	34.6	7,814	36.3
国・県支出金等		3,817	18.1	3,670	17.3	4,012	18.3	3,668	16.0	3,239	15.1
地方債		1,705	8.1	1,943	9.1	2,344	10.7	3,310	14.4	3,012	14.0
計		14,874	70.5	14,961	70.2	15,329	69.9	15,752	68.6	14,875	69.1
歳入合計	21,089	100.0	21,309	100.0	21,933	100.0	22,962	100.0	21,521	100.0	

図1 歳入決算推移



※4 自主財源 市税、施設の使用料、基金からの繰入金など、市が自主的に徴収できる財源。

※5 依存財源 地方交付税、国・県支出金、地方債など、国などから交付されたり、借り入れたりする財源。

2 市税・地方交付税の推移

主な自主財源である市税と地方交付税の推移は、表2のとおりです。

市税は、年度ごとに若干の増減がありますが、31億円前後で推移しています。今後も人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落ち込みなどにより大幅な増収は見込めないものと考えられます。

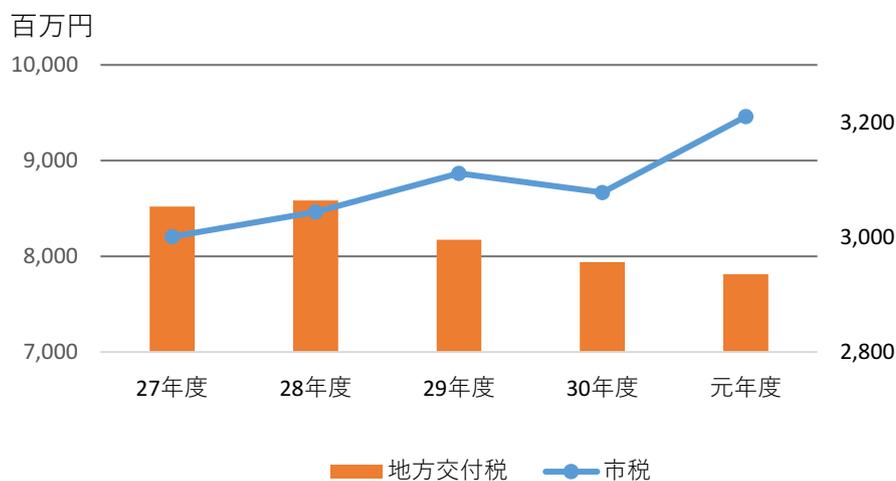
また、地方交付税は、平成28年度から普通交付税が合併算定替により令和2年度まで段階的に縮減され、一本算定となる令和3年度まで減少見込みです。

表2 市税・地方交付税の推移

(単位：百万円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
市税	3,001	3,044	3,111	3,078	3,210
地方交付税	8,521	8,584	8,172	7,939	7,814

図2 市税・地方交付税の推移



3 性質別歳出決算の状況

性質別歳出決算の状況は、表3のとおりです。

構成比では、普通建設事業費の占める割合が最も高く、次いで物件費の占める割合が高くなっています。

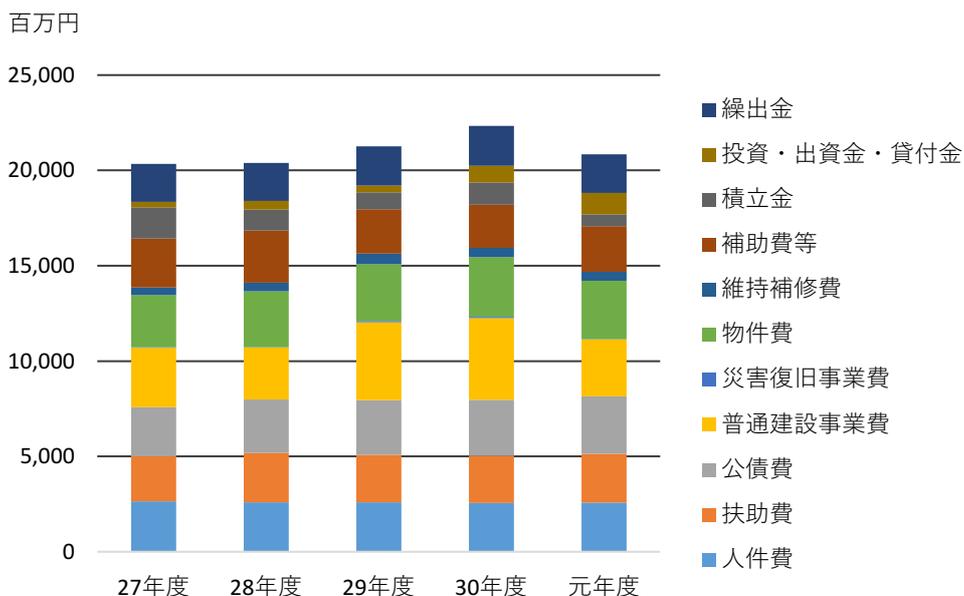
平成29年度の普通建設事業費の大幅な増要因は、普通建設事業（補助）の大更駅周辺環境整備、保育所等整備、普通建設事業（単独）の防災行政無線システム整備、八幡平温泉郷引湯管等整備によるものです。平成30年度の普通建設事業費の増要因は、普通建設事業（補助）のごみ焼却施設基幹的設備改良、普通建設事業（単独）の八幡平温泉郷引湯管等整備等によるものです。

また、令和元年度の投資・出資金・貸付金の増要因は、市立病院建設に伴う市立病院事業会計出資金の増によるものです。今後も大型公共事業が進行する中で、投資的経費の増加が続くことを見込んでいます。

表3 性質別歳出決算状況

項目	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		
	金額 (百万円)	構成比 (%)									
義務的 経費 ※6	人件費	2,647	13.0	2,597	12.7	2,591	12.2	2,555	11.4	2,583	12.4
	扶助費	2,349	11.5	2,584	12.7	2,492	11.7	2,483	11.1	2,549	12.2
	公債費	2,589	12.7	2,799	13.7	2,867	13.5	2,932	13.1	3,013	14.5
	計	7,585	37.2	7,980	39.1	7,950	37.4	7,970	35.6	8,145	39.1
投資的 経費 ※7	普通建設事業費	3,111	15.3	2,734	13.4	4,090	19.2	4,290	19.2	2,990	14.3
	災害復旧事業費	27	0.1	21	0.1	68	0.3	62	0.3	20	0.1
	計	3,138	15.4	2,755	13.5	4,158	19.5	4,352	19.5	3,010	14.4
その他 の経費	物件費	2,731	13.4	2,928	14.4	2,980	14.0	3,139	14.1	3,061	14.7
	維持補修費	400	2.0	458	2.2	545	2.6	474	2.1	460	2.2
	補助費等	2,572	12.7	2,728	13.4	2,337	11	2,268	10.2	2,403	11.5
	積立金	1,646	8.1	1,101	5.4	888	4.2	1,175	5.3	612	2.9
	投資・出資金・貸付金	283	1.4	456	2.2	339	1.6	870	3.9	1,127	5.4
	繰出金	1,986	9.8	1,995	9.8	2,074	9.7	2,086	9.3	2,032	9.8
	計	9,618	47.4	9,666	47.4	9,163	43.1	10,012	44.9	9,695	46.5
	歳出合計	20,341	100.0	20,401	100.0	21,271	100.0	22,334	100.0	20,850	100.0

図3 性質別歳出決算推移



※6 義務的経費 人件費、扶助費、公債費の3つの経費。義務的経費の割合が高くなると自由に使える財源が少なくなる(財政の硬直化の進行)。

※7 投資的経費 道路や学校などの公共施設建設費などで施設等が資産として将来残るものに支出される経費。

4 義務的経費の推移

義務的経費の推移は、表4のとおりです。

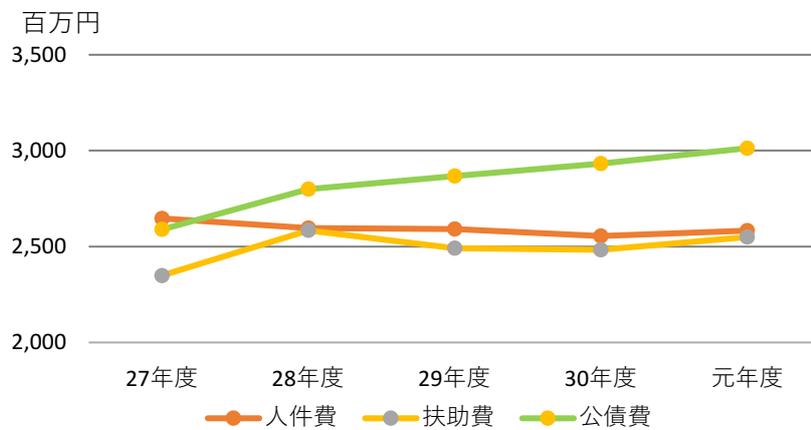
人件費は、職員数の削減により年々減少していますが、会計年度任用職員制度の施行により令和2年度からは増加することを見込んでいます。公債費は、大型公共事業による地方債の発行が増えたことから、増加傾向にあります。

表4 義務的経費の推移

(単位：百万円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
義務的経費	7,585	7,980	7,950	7,970	8,145
人件費	2,647	2,597	2,591	2,555	2,583
扶助費	2,349	2,584	2,492	2,483	2,549
公債費	2,589	2,799	2,867	2,932	3,013

図4 義務的経費の推移



5 経常収支比率の推移

経常収支比率^{※8}の推移は、表5のとおりです。

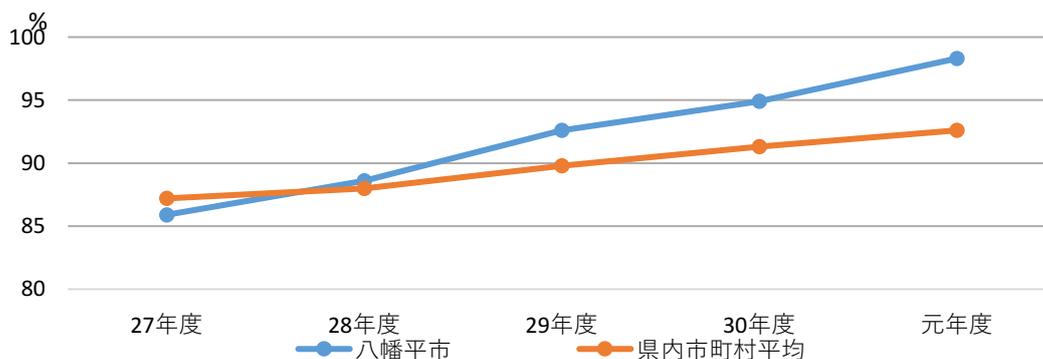
平成28年度から普通交付税の縮減や公債費の増加により年々上昇しており、今後も上昇が見込まれます。

表5 経常収支比率の推移

(単位：%)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
八幡平市	85.9	88.6	92.6	94.9	98.3
県内市町村平均	87.2	88.0	89.8	91.3	92.6

図5 経常収支比率の推移



※8 経常収支比率 人件費、扶助費、公債費などの義務的経費に、地方税などを中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するための比率。

6 地方債の状況

地方債の発行額と償還額の推移は、表6のとおりです。

平成30年度の発行額の増要因は、焼却施設基幹的設備改良事業や八幡平温泉郷引湯管整備事業、防災行政無線整備事業などの大型公共事業の実施によるものです。

令和元年度の償還額の増要因は、焼却施設基幹的設備改良事業の元利償還金によるものです。

また、実質公債比率^{※9}の推移は、表7のとおりです。

地方債の償還額が令和4年度まで30億円を上回る見込みであることや普通交付税が減少傾向にあることから、今後も上昇することを見込んでいます。

表6 地方債の推移

(単位：百万円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
発行額	2,533	2,158	3,071	3,514	3,012
償還額	2,568	2,488	2,443	2,415	3,013
残高	18,584	17,843	17,409	17,854	17,901

図6 地方債の推移

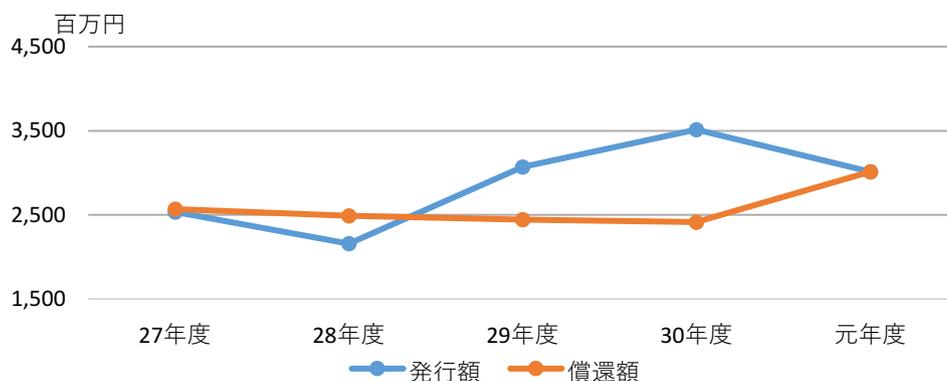
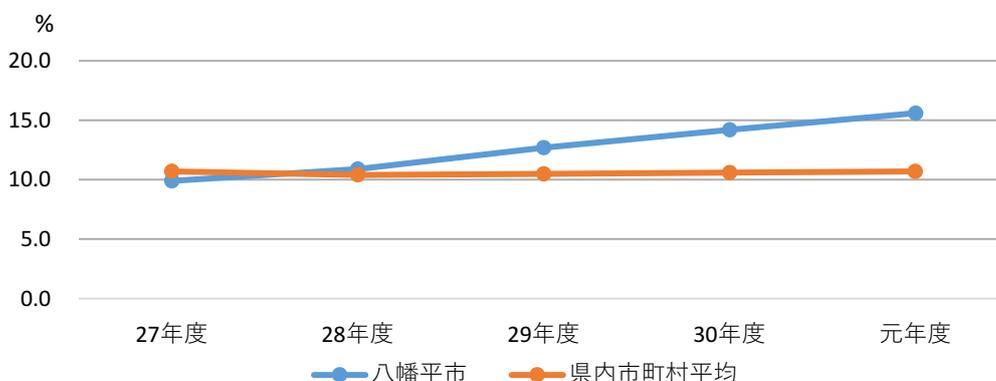


表7 実質公債比率の推移

(単位：%)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
八幡平市	9.9	10.9	12.7	14.2	15.6
県内市町村平均	10.7	10.4	10.5	10.6	10.7

表7 実質公債比率の推移



※9 実質公債比率 地方債の元利償還金（公営企業への繰出金を含む）などの額を標準財政規模の額で除した比率。この率が25%を超える団体は、財政早期健全化計画を定めなければならない。

7 将来負担比率の推移

将来負担比率^{※10}の推移は、表8のとおりです。

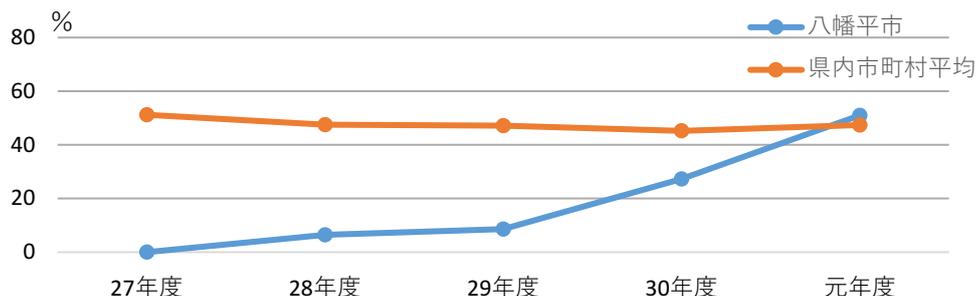
地方債の残高が増加傾向にあることや財政調整基金などの基金の残高が減少傾向にあることから、今後も上昇することを見込んでいます。

表8 将来負担比率の推移

(単位：%)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
八幡平市	0	6.4	8.6	27.3	51.0
県内市町村平均	51.2	47.5	47.2	45.2	47.4

図8 将来負担比率の推移



8 基金の状況

基金残高の推移は、表9のとおりです。

平成28年度からは大型事業の実施等に伴う取崩しにより減少しており、今後も減少することを見込んでいます。

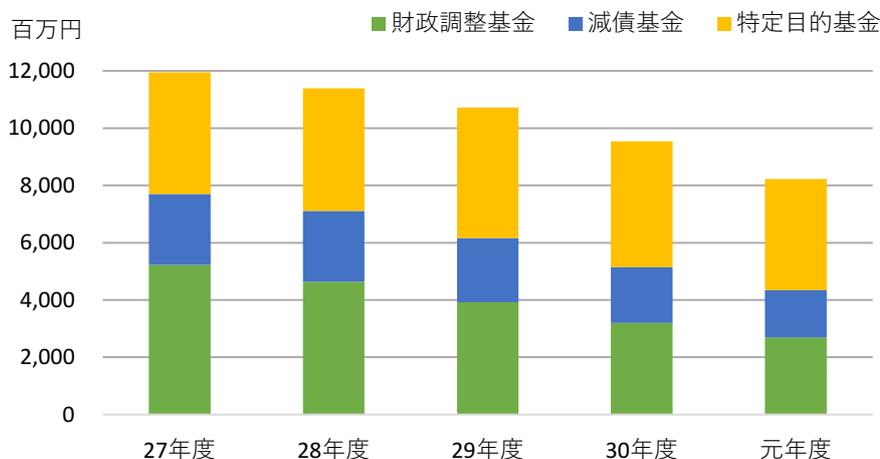
恒常的な取崩し抑制と一定規模の残高の確保に努めなければなりません。

表9 基金残高の推移

(単位：百万円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
財政調整基金	5,231	4,632	3,917	3,198	2,693
減債基金	2,474	2,475	2,250	1,954	1,657
特定目的基金	4,240	4,289	4,560	4,389	3,877
合計	11,945	11,396	10,727	9,541	8,227

図9 基金残高の推移



※10 将来負担比率 地方債の残高（公営企業への繰出金見込みを含む）など将来負担すべき額を標準財政規模の額で除した比率。この比率が350%を超える団体は、財政早期健全化計画を定めなければならない。

9 県内9市財政指標の現状

令和元年度県内内陸9市の財政指標は、表10のとおりです。

八幡平市の現状について、将来負担比率は県内市平均より20.1ポイント下回っているのに対し、実質公債比率については4.2ポイント上回っています。

将来負担比率及び実質公債比率について、地方債の残高が増加傾向にあることや普通交付税が減少傾向にあることから、今後も上昇することを見込んでいます。

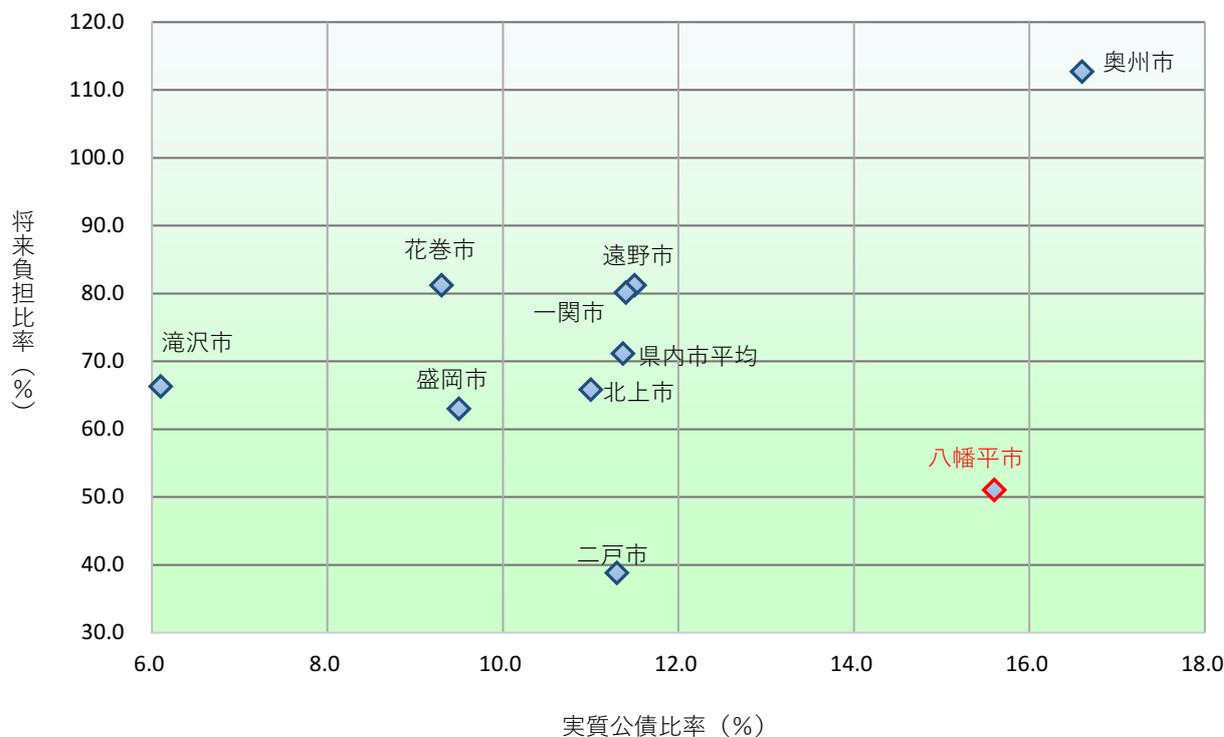
表10 令和元年度 県内9市財政指標の状況

(単位：%)

項目	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	二戸市	八幡平市	奥州市	滝沢市	県内市平均
実質公債比率	9.5	9.3	11.0	11.5	11.4	11.3	15.6	16.6	6.1	11.4
将来負担比率	63.0	81.2	65.8	81.2	80.1	38.8	51.0	112.7	66.3	71.1

図10 令和元年度 県内9市財政指標の状況

実質公債比率・将来負担比率クロス表

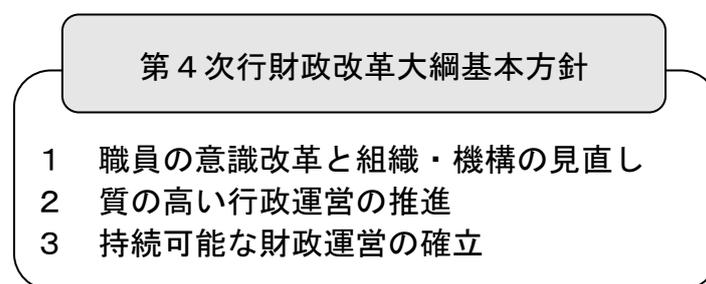


IV 行政経営改革への取組

1 第4次行財政改革大綱策定の基本方針

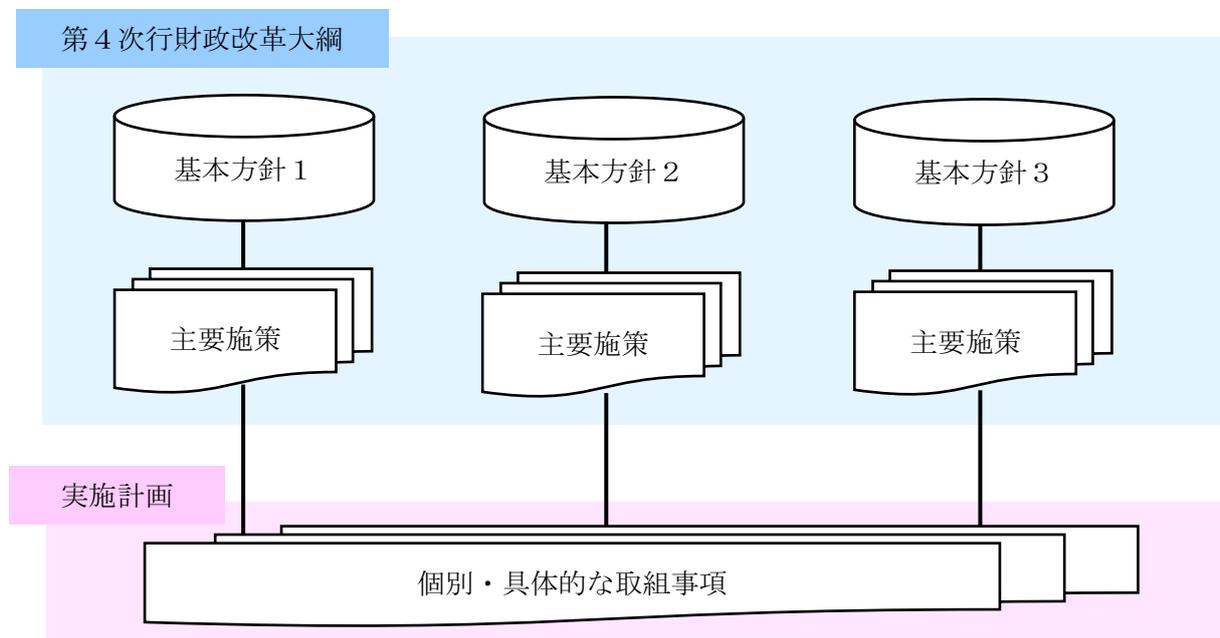
第1次行革大綱では、「持続的に発展する八幡平市づくり」「市民との協働によるまちづくり」「効率的な行財政運営の確立」の3項目を、第2次行政改革大綱では、「市民視点に立った行政運営の推進」「機能的な執行体制の確立」「健全な財政運営の確立」の3項目を、第3次行政改革大綱では「協働の実践と行政の見える化」「行財政運営の意識改革」の2項目をそれぞれ基本方針に掲げました。

現在、地方財政の状況が厳しさを増す中で、より効率的な政策の形成と事業の実施が必要となっています。総合計画を着実に推進するため、行財政改革大綱においては、PDCAサイクル^{※11}に基づき、事務事業の妥当性や有効性などの検証を行いつつ、第1次、第2次及び第3次行政改革大綱の理念を踏襲し、持続可能な財政運営の確立に努めるための基本方針を次のように定めます。



2 基本方針と主要施策の検討

◆ 体系図



※11 PDCAサイクル PDCA: PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACT (改善) の頭文字を取ったもの。常に計画・実施・評価・改善を繰り返すことで、マネジメントの品質を高めようという概念。

基本方針 1 職員の意識改革と組織・機構の見直し



複雑化する行政課題に対応するため、優秀な人材の確保や政策形成能力と創造性を備えた職員の人材育成に積極的に取り組むとともに、公務員倫理や法令遵守の徹底を図ります。

また、社会経済情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する市民ニーズに対応できる効率的な組織・機構の見直しを進め、柔軟な行財政運営を推進していく体制を構築します。

主要施策（１） 人材育成

意欲と能力のある職員を積極的に登用するため、人事評価制度を有効かつ積極的に活用し評価結果のフィードバックの仕組みについて構築を検討します。また、コンプライアンス指針を策定し、公務員倫理や法令遵守の徹底を図ります。

主要施策（２） 効果的な人材登用

職員採用上級試験の導入、社会人枠採用の導入を検討します。

主要施策（３） 組織・機構の見直し

行政運営の基本方針及び重要事項を審議する政策会議の設置についての検討を行います。

会計年度任用職員制度の運用改善について検討します。また、新たな行政課題や多様な行政ニーズに対応した施策が実行できるよう、各部門の業務内容や量に応じた人的配置を見直し、簡素で効率的な組織・機構の見直しを進めます。

基本方針 2 質の高い行政運営の推進



行政サービスの質的向上を図るため、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）を活用した各種証明書の自動交付について検討します。ICT（情報通信技術）の進歩に合わせた情報化の推進を図り、市民の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、定型的業務を含めた事務事業全般については、民間委託、指定管理者制度、民営化、PPP/PFI^{※12}による民間開放の在り方を検討します。

主要施策（１） 公民連携

公共施設の整備、維持管理、運営等の一連の公共事業において、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図るため、民間企業等の持つノウハウや資金を活用するPPP/PFI事業の導入可能性について検討します。

主要施策（２） 窓口サービスの向上

行政需要の多様化に対応するため、職員の人材育成を図るとともに、ICT（情報通信技術）の活用等による効率化を推進し、常に市民目線に立った満足度の高い窓口サービスの提供に努めます。また、各種証明書の自動交付について検討します。

※12 PPP/PFI PPP：Public-Private Partnershipの略。行政と民間が協力して公共サービスの提供を行う枠組みのこと。企画・計画段階から民間企業が加わり、民間の独自のノウハウで、より効率的な運営を目指すもの。PPPの中には、PFI、指定管理者制度等も含まれます。PFI：Private Finance Initiativeの略。国や自治体の公共部門が対応してきた公共施設などの整備を、官民役割分担のもとに民間の資金や能力、ノウハウを活用することでより効率的に行おうとする考え方。

主要施策（３） 民間運営の推進

公共施設の管理運営や窓口サービスの一部について、指定管理者制度や業務委託により民間活力を有効活用し、市民サービスの向上と、より効率的な運用に努めます。

主要施策（４） 効果的業務運営の推進

BPRの手法及びICT（情報通信技術）を活用した現行業務の全面的見直し、更なる事務の効率化及び生産性の向上を目指し、効果的かつ最適化が可能な事務を選定し実用化を検討します。

基本方針 3 持続可能な財政運営の確立



財政規律を堅持しながら総合計画の施策実現のため、事業の「選択と集中」を徹底し、優先度や効率性の高い事業を推進します。

また、自主財源を確保し、安定した財政基盤を確立するため、ふるさと納税の資金調達等、積極的な歳入の確保を図るとともに、使用料・手数料などについても、サービスの受益者負担の原則^{※13}の下に事業の点検を行い、適正なサービスになるよう努めます。

補助金等については、事業の目的や公共関与の必要性、事業評価による効果などを十分に検証、見直しを進め、総額の抑制に努めます。

施設の維持管理による財政負担の軽減、平準化を実現するため、長期的な視点に基づき公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行う、公共施設等総合管理計画個別計画を策定します。

財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債以外の市債の発行を抑制し、市債残高（ストック）を縮減するとともに、毎年度の予算編成作業において事務事業の重点化等を精査、見直すことにより、プライマリーバランスの黒字化と持続可能な財政運営を目指します。

主要施策（１） 自主財源の確保

自主財源を確保し、安定した財政基盤を確立するため、市税等の収納率向上に取り組み、税の公平性の観点から滞納者に対しては滞納整理処分を行います。

また、行政サービスの公平性、受益と負担の観点から使用料や手数料などを見直し、適正なサービスになるよう努めます。

平成29年度より返礼品を開始したふるさと納税は、ポータルサイトを拡充し、新規応援者の獲得を図るとともに、企業版ふるさと納税の導入について検討します。

主要施策（２） 歳出の見直し

継続的に事務事業の見直し・改善及び統廃合を推進し、補助金・負担金の必要性の有無を十分検証して歳出総額の抑制に努めます。

また、行政評価システムにより、事務事業を目的妥当性評価、有効性評価、効率性評価、公平性評価に基づいた見直しを行い、PDCAサイクルによる評価結果や予算に反映させることで、成果志向の行政運営に取り組み、市民満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

※13 受益者負担の原則 ある特定の行政サービスにより、特にその受益を受けるもの（受益者）がその利益に応じて原則としてその経費を負担することをいう。

主要施策（３） 市有財産の適正管理

市有財産である公共施設等の現況を統括的に整理、分析し、将来に向けた維持管理・更新費用の試算及び施設の特長などに関する課題を整理するため、公共施設等総合管理計画個別計画を策定します。施設の長寿命化、統廃合、未利用財産の処分、民間等への貸付けも含め、総合的な観点から検討し、有効活用を図ります。

また、公共施設を配置している借地の買い上げ等も含めた市有財産の適正管理に努めます。

公用車は集中管理を原則とする公用車配置計画を策定し、不足する車両については、私用車の活用を検討します。

主要施策（４） 長期債務の適正化

臨時財政対策債を除く市債の発行額を抑制し、地方債年度末残高の圧縮により、投資的経費を適正規模に保ち、プライマリーバランスの黒字化、持続可能な財政運営を目指します。

また、人口減少による市民一人当たりの負担増が見込まれる中においても、一人当たりの負担額が増加しないよう努めます。

新たな資金調達方法として、債券発行によって資金を調達する「住民参加型市場公募地方債^{※14}」の導入可能性について検討します。

※14 住民参加型市場公募地方債 地方公共団体が主に地域住民を対象に発行する債券のことで、ミニ公募地方債とも呼ばれる。「地方公共団体も自らの責任において市場で資金を調達すべき」との考え方から、その一手法として2002年より発行されるようになった。

V 具体的行動計画及び推進体制

1 具体的行動計画

本大綱の着実な実施に向けた具体的行動計画として「第4次八幡平市行財政改革実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定します。具体的に推進するための個別の行動が見える分かりやすいものとするため、次の3つを基本に実施計画を推進します。

- ① 指標等の明確化
- ② 具体的な目標設定
- ③ 着実な進行管理

2 計画期間

「第4次八幡平市行財政改革大綱」の計画期間は定めませんが、実施計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。社会情勢の変化や、変更の必要が生じた際は、必要に応じて見直しを行います。

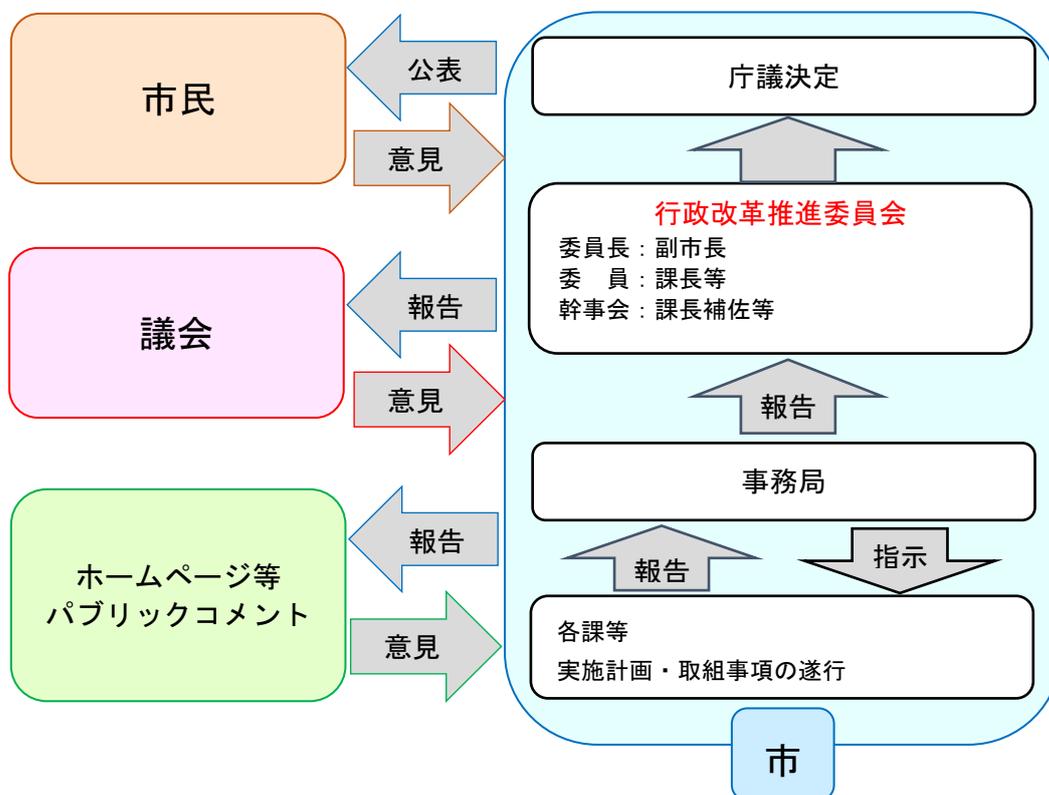
3 推進体制

実施計画を着実に推進するため、「行政改革推進委員会」が中心となり、全庁体制で取り組みます。

委員会は、実施計画に掲げた項目の進行管理を始め、新たな取組事項の掘り起こし、スケジュール管理及び実施計画の見直しを行います。

実施計画の策定に当たっては、議会に報告するとともに、ホームページ等で公表・意見募集などを行い、広く意見を求めます。

【八幡平市行財政改革の推進体制図】



第4次八幡平市行財政改革大綱

発行 八幡平市（令和3年7月）

編集 企画財政課

〒028-7397

岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

TEL 0195-74-2111 FAX0195-74-2102

<https://www.city.hachimantai.lg.jp>